

会発 1217 第 3 号
令和元年 12 月 17 日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各中核市市長 } 殿

厚生労働省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

「令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）」及び「台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨」により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。））

標記について、財務省主計局長から別添 1 及び別添 2 のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付会発第 737 号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（「令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）」及び「台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨」により被害を受けた厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。））に対して適用する。）するので、遺漏なきようお願いしたい。

財 計 第 4402 号
令和元年 12 月 11 日

厚生労働省大臣官房長 殿

財務省主計局長
太 田 充
(公 印 省 略)

令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。））

厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。以下同じ。）災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）*に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

※令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

記

1. 調査要領第二（2）について、1 箇所の申請額を「200 万円未満」から「2 千万円未満」に引き上げる。
2. 現地適正単価の取扱いについて、令和元年の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、平成 31 年 3 月 29 日付財務省主計局長名通知が発出されているが、当該通知の 3. において「1. 及び 2. により難しい場合には現地適正単価によるものとする。」

とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。

なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも2社以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。

3. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、下記により必要最小限の添付とすることができる。なお、査定の際、求められた場合には、詳細写真についても提出すること。

(ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真を添付する。

(イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容で被害状況写真を添付する。

- ・建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真を添付する。

- ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地

被害が確認できる写真を添付する（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）。

- ・設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真を添付する。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上

財 計 第 4402 号
令和元年 12 月 11 日

厚生労働省大臣官房長 殿

財務省主計局長
太 田 充
(公 印 省 略)

台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨により被災した施設に係る災害復旧事業の
実地調査の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。））

厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。以下同じ。）災害復旧事業に係る事業費の算
出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」
（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより
実施しているところであるが、台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨*に伴い発生し
た異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管補助施設について、下記のとおり取
り扱うこととしたので通知する。

※令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

記

1. 調査要領第二（2）について、1 箇所の申請額を「200 万円未満」から「1 億円未
満」に引き上げる。
2. 調査要領第九（2）について、1 箇所の調査額を「1 億円以上」から「7 億円以上」
に引き上げる。
3. 現地適正単価の取扱いについて、令和元年の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）
築単価は、平成 31 年 3 月 29 日付財務省主計局長名通知が発出されているが、当該通
知の 3. において「1. 及び 2. により難しい場合には現地適正単価によるものとする。」
とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。

なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも 2 社以上）から見積書を徴取し、その

中で比較検証し最も安価な金額をいう。

4. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、下記により必要最小限の添付とすることができる。なお、査定の際、求められた場合には、詳細写真についても提出すること。

(ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真を添付する。

(イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容で被害状況写真を添付する。

- ・建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真を添付する。

- ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地

被害が確認できる写真を添付する（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）。

- ・設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真を添付する。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上